

第29回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年10月25日（火） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第58号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第59号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて |
| 日程第 5 | 議第180号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第181号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第182号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第183号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第184号 | 相続税の納税猶予に関する適格化証明について |
| 日程第10 | 議第185号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山 斉、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、本林正樹
下田正克、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信、伊藤善明
小林達樹、長瀬正隆、西畠徳明、車戸明良、西本壽吉、田中正躬、岩村 聡
田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田 勝、反中正志、中田一彦、渡邊甚一
向田 誠、加藤正雄、森山 護、清水直喜

○本日会議に欠席した委員

田中利博、加藤 貢、蓑谷良孝、平田秀男

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
林務課長 長谷川雅樹
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 橋本哲夫
事務局次長 林 篤志
振興主事 中田義博
農地主事 小笠原茂
書記 清水信行、脇坂光生、田中 裕、武川 尚、清水一徳、山腰勝也、
中村忠史、野畑清明、松田俊彦、尾形博司、池田正人

○本日会議に欠席した事務局職員

議事録

職務代理

ただいまより第29回高山市農業委員会を開催いたします。

本日は、10番 田中委員、18番 蓑谷委員、25番 平田委員、26番 加藤委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の出席委員は、36名中32名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

ご苦労さまでございます。

先日まで熱い秋だなと言いながら居りましたら、今日は晩秋の少し肌寒い日となっております。

私の周りでも少し稲が立っているところがあり、早く稲刈りをして頂くよう心配して見ております。

一昨日、「第2回 飛騨の美味しいお米食味コンクール」がありまして行って参りました。今年も沢山応募があったようでございます。非常にレベルが高く、皆さん各地で「美味しいお米」を作られると感じて参りました。特にうれしい事に我々農業委員の渡邊委員が特別優秀賞、小林委員のまんま農場さんが金賞を受賞されました。拍手でお祝いしてあげてください。

二十日に役員さんといっしょに、取りまとめて頂いた意見書を市長さん、議長さんに提出させていただきました。特に今年は、来年の農業委員会法の改正に向けて、市長さんにはお願いしてきました。それと併せて会の運営等も変わってきますのでしっかり事務局で準備頂きたい事、またその為の予算も付けてほしいという事をお願いしてあります。

一月には、「市長と語る会」を計画しておりますので、ご意見等ございましたら来月の委員会までに提出頂きたいと思っております。

最後にひとつ、農作業事故については、各自防護メガネや前掛け等にて防止下さるようご注意ください。

本日も多数の議事がございますので、みなさまよろしく申し上げます。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 27番 田村委員と、28番 岩本委員を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。
それでは議事に移ります。
日程第3 報第58号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

小笠原農地主事 それでは、日程第3 報第58号 農地所有適格法人報告書の提出状況について報告いたします。
今回は53法人のうち1法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

1番、丹生川町にあります有限会社は認定農業者であり、田 5.8ha、畑 2.0ha、計 7.8ha を経営耕作しております。経営内容につきましては水稲、トマト、菌床シイタケを栽培し、農産物加工販売を行っております。

2番、清見町にあります有限会社は認定農業者であり、田 3.7ha を経営耕作しております。経営内容につきましては肉用牛肥育とともに水稲を栽培しております。

3番、上宝町にあります株式会社は認定農業者であり、田 3.0ha 畑 1.2 haを経営耕作しております。経営内容につきましては、水稻、トマト、パプリカ、菌床シイタケを栽培し、野菜加工販売を行うとともに、農作業受託を行っております。

以上、3件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第4 議第59号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 今回は、許可処分の取消し1件の報告となります。

5条で転用の許可の出ている農地について、当事者より許可の取り消しが申請されたものです。今回の場所は、国府町宇津江になります。この件については、許可後転用がされないまま契約期間が終了し、今回、別件の開発を行うため取消しされます。

本日、5条の10番で転用申請が提出されております。

以上 1件の報告をさせていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第5 議第180号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、15件の上程となります。

1番から4番は越後町の案件になります。

1番、2番は、畑1筆ずつ 135㎡と226㎡を交換します。受人

の耕作面積はそれぞれ 16,594 m²、7,150 m²で作付けについては果樹の予定です。

3番、4番は、畑1筆ずつ 100 m²と 102 m²を交換します。受人の耕作面積はそれぞれ 16,594 m²、5,570 m²で作付けについては果樹の予定です。

5番は、上岡本町1丁目の案件です。田畑2筆 393 m²を隣地取得します。受人の耕作面積は 25,601 m²、作付けは露地野菜の予定です。

6・7番は、丹生川町町方の案件になります。

6番は、田1筆 1,376 m²を取得します。7番は、田1筆 2,100 m²を5年間賃貸契約します。受人の耕作面積は 2,576 m²、作付けについては水稲の予定です。

8番は、久々野町無数河の案件になります。畑1筆 538 m²を隣地取得します。受人の耕作面積は 12,017 m²、作付けについては露地野菜の予定です。

9番は、久々野町無数河の案件になります。田1筆 409 m²を隣地取得します。受人の耕作面積は 21,407 m²、作付けについては果樹の予定です。

10番から15番は、久々野町柳島の案件になります。

こちらは、6軒の農家で8筆の農地が細長く立地する農地です。これを隣地同士で交換することで利用しやすくする目的で移転します。鉛筆のような細長い状態で8筆が並んでいるところを6区画に整理します。なお、久々野町の最低下限面積は 3,000 m²ですがこれを下回る農家がありますが、今回のように当事者間で調整をしないと利用できないことを理由に特例事項が認められておりますので、許可可能と考えられます。作付けについては、水稲、露地野菜等の予定です。

以上、15件、田畑19筆で合計 7,200 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定に

よる権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第181号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、5件の上程となります。

1番は、冬頭町の案件です。田2筆 67㎡について、賃貸アパートに転用する申請です。前回、非農地証明の出たところでしたが、字絵図の修正により地目農地が発覚したため、追加で転用申請する形となったものです。

2番は、中切町の案件です。田3筆 988㎡について、農家住宅に転用する申請です。中部縦貫道の整備による移転のため、平成27年度に農振除外をしてあります。

3番は、上岡本町2丁目の案件です。田1筆 577㎡について通路と貸家の駐車場に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

4番は、上岡本町4丁目の案件です。畑1筆 411㎡を貸駐車場に転用する申請です。

5番は、一之宮の案件です。畑1筆 99㎡を車庫・倉庫に転用する申請です。

以上、5件、田8筆で 計 2,142㎡についてご審議をお願いいたします。

議

長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長	<p>ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第7 議第182号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
池 田 書 記	<p>当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。</p> <p>本日は10件の上程です。</p> <p>1番は、江名子町の案件です。畑3筆 278.87 m²について、個人住宅に転用する申請です。</p> <p>2番は、昭和町2丁目の案件です。田1筆 4.9 m²について、車庫に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。</p> <p>3番は、岡本町2丁目の案件です。田1筆 4.72 m²について、庭敷地に転用する申請です。過去の道路整備により狭小地として残っていたようです。</p> <p>4番は、赤保木町の案件です。田 1筆の一部 78 m²について農振農用地を臨時の駐車場としていたため、追認を求めるものです。一時転用の期間は、1年間の予定です。</p> <p>5番は、石浦4丁目の案件です。畑1筆 162 m²について、分譲住宅に転用する申請です。</p> <p>6番は、丹生川町小野の案件です。田1筆の一部 84.8 m²を、通路に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。</p> <p>7番は、久々野町大西の案件です。畑1筆 58 m²を住宅の庭に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。</p> <p>8番は、久々野町柳島の案件です。畑4筆 443.53 m²について住宅の通路、倉庫に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。</p> <p>9番は、国府町三川の案件です。畑1筆 271 m²について、資材置場に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。</p> <p>10番は、国府町宇津江の案件です。田3筆 4,643 m²について、貸倉庫に転用する申請です。取消しで報告をさせていただいた農地</p>

です。まちづくり条例の対象となります。

以上10件、田畑等17筆、6,028.82 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第183号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、2件の上程となります。

1番は下切町の案件になります。田1筆 234 m²について宅地として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和45年転用され、家屋登記されていることを確認しております。

2番は、三福寺町の案件になります。畑1筆 38 m²について宅地として地目認定を求めるものです。住宅については、昭和41年に転用され、家屋登記されていることを確認しております。

以上2件について、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第184号 相続税の納税猶予に関する適格者証明 を議題といたします。
事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、2件の上程となります。

1番は、下岡本町の案件になります。相続人は、市内の専業農家です。被相続人の所有する田5筆 1,324 m²を特例農地として適格証明を求めるもので、水稻栽培し農地利用をしており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

2番は、下切町の案件になります。相続人は、市内の専業農家です。被相続人の所有する田6筆 5,387 m²を特例農地として適格証明を求めるもので、水稻栽培し農地利用をしており、条件として今後も耕作を続ける意思があることを確認しております。

以上2件、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第185号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は1件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、認定農業者である借人は、水稻、露地野菜、果樹リンゴの経営をしており、今回、清見町藤瀬地内の田2筆 3,104 m²を、新規6年の賃貸借権を設定し、引き続き水稻を生産するものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 それではこれもちまして、第29回高山市農業委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時10分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

田村 信彦 委員

岩本 洋子 委員
